

「伊勢のお店応援商品券」

発行事業実施要項



令和4年5月30日

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による経済への影響が続いているため、プレミアム付き商品券の発行により、地域における消費を喚起し、市内経済の回復を図る。また、商品券の一部を電子化することで接触機会を軽減し、決済における利便性向上を目的とする。

2 商品券の概要

- ・ 名 称 伊勢のお店応援商品券
- ・ 発 行 者 伊勢商工会議所
- ・ 協 力 者 伊勢小俣町商工会
- ・ 発行総額 10 億 750 万円（うちプレミアム分 30%：2 億 3,250 万円）
- ・ 販売総額 7 億 7,500 万円
- ・ 発行内容 電子商品券：1 口(共通券 2,000 円分、中小規模店専用券 4,500 円分
計 6,500 円分)の商品券を 5,000 円で販売する。
紙 商 品 券：1 冊 11 枚綴り(共通券 1,000 円券× 2 枚、中小規模店専用
券 500 円券× 9 枚 計 6,500 円分)の商品券を 5,000 円
で販売する。

- (1) 共通券は大型店を含むすべての取扱店で利用可能とする。
- (2) 中小規模店とは大型店以外の店舗とする。
- (3) 大型店とは、売場面積が 1,000 m²を超える店舗又は中小企業基本法第 2 条で定める中小企業者以外(大企業)が営む店舗と定義する。なお、市内に 1 店舗でも 1,000 m²を超える店舗がある場合や大企業が実質的に経営に参画している(※みなし大企業)と認められる事業者が営む店舗はすべて大型店扱いとする。

※みなし大企業とは

次のいずれかに該当する場合とする。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している。
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している。

- (4) 判断し難い場合は申込内容など総合的に検討し、決定する。

- ・ 発行部数 15 万 5,000 冊（口）（電子商品券 9 万口、紙商品券 6 万 5 千冊）
- ・ 購入限度 1 人につき 10 冊（口）（販売額 5 万円、券面額 6 万 5 千円）までとする。

3 商品券の期間

商品券の販売期間は、令和 4 年 9 月上旬～ 同年 10 月 11 日(火)とする。

4 商品券の利用期間

商品券の利用期間は、令和 4 年 9 月 12 日(月)～ 令和 5 年 1 月 31 日（火）とする。

5 商品券の販売方法等

- (1) 商品券の購入は、電子商品券の場合は LINE、紙商品券の場合は往復ハガキによる予約申込とし、予約申込期間は令和 4 年 7 月 11 日（月）9：00 から令和 4 年 8 月 10 日（水）23：59 まで（ハガキの場合は当日消印有効）とする。
- (2) 購入予約は、電子商品券か紙商品券のいずれか一方のみ申込者 1 人あたり 10 冊(口)まで購入可能とするが、発行冊(口)数を越えての申込みがあった場合、抽選で購入冊(口)数を決定する。但し 1 人 1 冊(口)は必ず購入可能とする。
- (3) 上記の販売期間経過後、販売数が発行部数に達しなかった場合は、一般販売を検討する。

6 商品券の制限事項

商品券の制限事項は次のとおりとする。

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
商品券の現金化、及び転売はできない。
- (2) 紙商品券に限り、額面に利用が満たない場合でも、つり銭は支払わない。
- (3) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (5) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者及び協力者はその責を負わない。

7 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) 土地及び家屋の購入代金。
- (4) 事業者間決済。
- (5) たばこ。（たばこ事業法第 36 条第 1 項において、小売定価以外による販売が禁止されている）
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 通信販売の代金及びゆうパック等の送料の支払い。
- (8) 車検費用の内、自動車税、検査登録印紙代。
- (9) 車購入費の内、自動車税、自動車重量税、環境性能割、印紙代等。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第 2 条第 1 項第 4 号、同項第 5 号及び同条第 5 項に該当する店舗への支払い。
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (12) その他、発行者が指定するもの。

8 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

伊勢市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営み地域振興に貢献する事業者とし、以下に該当する事業者を除いたもので、電子商品券及び紙商品券いずれも取扱うことのできる事業者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する事業者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ③反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

※ 照会を行う場合がある。

- ④「7 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

(2) 中小規模店と大型店の取り扱い

「2 商品券の概要 ・発行内容(1)~(4)」に記載のとおりとする。

(3) 登録方法

- ①本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、商品券専用ホームページ内の取扱店登録申込フォームから必要事項を入力し、申込する。または、「伊勢のお店応援商品券取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記申込書の提出先にFAX または郵送にて申込する。

②登録条件

9月12日(月)までに換金手続金融機関の伊勢市内の支店に口座を開設していること。

③申請期間

申請を受け付ける期間は、令和4年5月30日(月)から 随時とする。

6月24日(金)までの申請店は、7月11日(月)の予約申込新聞折込チラシに店名を記載する。

8月下旬までの申請店は、9月12日(月)から市内各郵便局に設置する店舗一覧チラシに店名を記載する。

④申込書の提出先

a) WEB の場合

東武トップツアーズ(株)登録申請サイトから申込

URL : <https://rua.jp/form/35718/OZiUwZ/56376c>

b)FAX の場合

東武トップツアーズ(株)

FAX059-221-3332 (電話 059-221-3331)

c) 郵送及び持参の場合

伊勢商工会議所 「伊勢のお店応援商品券」事務局

〒516-0037 伊勢市岩渕1丁目7番17号

電話 0596-65-5181

(4) 啓発品の提供

発行者は利用者の利便性と取扱店の判別を図るため、以下の啓発品を取扱店へ提供する。

- ① 取扱店証 ② 取扱店ステッカー ③タペストリー ④QR コード

(5) 登録審査・選定

①WEB 登録、FAX・郵送申込の登録入力内容について事務局が審査を行います。

②審査の結果、登録不可の場合のみ事務局よりメールまたは FAX で通知します。

③事務局（コールセンター）から登録入力内容、記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。

9 商品券の換金手続きについて

(1)換金手続き金融機関

百五銀行・三十三銀行・桑名三重信用金庫

(2)換金手続き及び入金の日

【紙商品券の場合】

①商品券取扱店は使用済み商品券裏面に住所及び店名を明記（スタンプ可）し、換金手続き金融機関へ取扱店証を提示し換金受付書とともに商品券を提出する。

（金融機関に提出する前に、取扱店証・換金受付書・使用済み商品券裏面の各記載事項に必ず記入してください。記入のない場合は換金できません）

②換金手続きは、令和4年9月下旬から令和5年2月13日（月）とする。

なお、最終の受付日（令和5年2月13日(月)）を過ぎると換金できないので、厳守すること。

③商品券取扱店から換金手続き金融機関への換金手続きは、金融機関の指定する日の当該窓口の営業時間内とする。

④換金手続き金融機関は、発行者名で契約書の定める日に指定口座へ入金する。

【電子商品券の場合】

決済データに基づき、取扱店指定口座へ自動的に入金する。

※ 商品券取扱店の事務作業等は特にありません。

換金申込期間及び入金日

換金受付期間（取扱店の持込期間）	入金日（取扱店への支払日）
9月20日（火）～26日（月）	10月4日（火）
10月3日（月）～7日（金）	14日（金）
17日（月）～21日（金）	27日（木）
11月2日（水）～8日（火）	11月15日（火）
16日（水）～22日（火）	29日（火）
12月5日（月）～12日（月）	12月16日（金）
19日（月）～22日（木）	28日（水）
1月5日（木）～10日（火）	1月16日（月）
17日（火）～23日（月）	27日（金）
2月1日（水）～3日（金）	2月7日（火）
8日（水）～13日（月）	17日（金）

10 取扱店の責務、登録取消について

(1) 取扱店の責務

商品券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①商品券利用の制限事項以外の取引において、商品券の受け取りを拒まないこと。
- ②制限事項に反した商品券の取り扱いを行わないこと。
- ③受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- ④商品券を受け取った後、裏面の所定欄に取扱店名などを明記すること。（明記がない場合は、金融機関で換金手続きができません。）
- ⑤取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- ⑥商品券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- ⑦事業者間決済には使用しないこと。
- ⑧取扱店であることが明確になるよう、発行者が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- ⑨商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを必ず確認すること。
- ⑩利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- ⑪その他、発行者がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(2) 商品券取扱店の登録取消

発行者は、商品券取扱店の提出する取扱店登録申込書兼誓約書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該商品券取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、発行者は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。